

議会と自治体

日本共産党中央委員会発行

2021
No.273

対談 コロナ危機を乗り越えるために

高山義浩+田村智子

大阪市を守り抜いた「なにわの市民革命」

山中智子

特集 原発・気候変動・エネルギー問題の焦点 ②

明日香壽川／柏崎刈羽原発 持田繁義／東海第二原発 江尻かな

[コロナ禍——自治体のとりくみ】

東京都 阿藤和之／東京・世田谷区 江口じゅん子／愛知県 山口清明

[球磨川治水問題]

松岡 勝／本村令斗

外環道工事で陥没事故

陥没、空洞、工費高騰、癪着と腐敗 ——もう外環道建設はストップするしかない

党東京都議 原田あきら



前兆だらけだった事故

東京・調布市東つじが丘二丁目の住宅街において二〇二〇年十月十八日、市道の陥没事故が発生しました。十一月二日には、その原因調査のためのボーリング調査中に、地下五㍍に全長三十㍍の地下空洞が見つかり、さらに十一月二十一日には全長二十七㍍の新たな空洞が発見されました。

これらは決して突然起きたものではありません。外環道（外かく環状道路）計画はこれまで、酸欠

空気の発生、未確認の人工的な孔からの地下水噴出、そして振動と、異常な現象が途切れなく続きました。振動でいえ、日本共産都議団はその都度追及してきました。振動でいえば、一九九三年三月の質疑で住民の証言を取り上げましたが、「早朝四時、異様な振動に目が覚め、工事でもしているのかと外に出たが、何も音はない。けれども家に入ると、家の中のさまざまさき間がカタカタとぶつかり、震度は2～3と思われるような体感振動があり、これが数分などではなく、一時間以上にわたって感じた」と

るほどの振動が起きたとすれば、

大深度地下シールドマシン工法の「安全神話」

そもそもシールドマシン工法は

事故を起こさない工法などではありません。一般社団法人日本トンネル技術協会が二〇一三年十二月に発行した「安全・環境に関するシールド工事トラブル事例集」には所属団体会員二十一社から集められた、何と五十九例もの深刻な事故事例が掲載されました。最近でも相鉄東急直通線のシールド工事による環状2号線の陥没、杉並でも第二桃園川幹線の水没事故などが起きたばかりです。

ところが外環道計画やリニア新幹線計画ではそうした現実とかけ離れ、外環道計画ホームページのQ&Aには「本線トンネル工事はシールド工法を採用しており、地上への影響は生じないと考えております」と書かれ、リニア計画では「大深度地下は強固な支持地盤上よりさらに深い箇所となりますのでシールド掘削中に生じるカッターフィットからの切削音や送泥水音などが地盤を伝わって地上部分において騒音振動が問題となることはないものと考えています」と書かれています。地下深い



〔外環道工事で陥没事故〕

から安全……」の安全神話はさまざまな影響を計画自体に与えていました。

評価では、陥没箇所が非常に弱い地盤であったことを示していましてが、「地上に影響は及ぼさない」という立場からなのか、地盤沈下や振動騒音が起きるかもしれないなどと予測し、調査するポイントはすべてジャンクション周辺に限られており、本線の地上部では調査ポイントが置かれていません。本線上はボーリング箇所も少な

安心確保の取組みでは、トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する時を「緊急時」としており、今回の事象は該当しない」と驚くべき答弁が返ってきました。「安全・安心確保の取組み」に書いていないから「緊急時」ではないといつもりでしょうか。大深度地下シールドマシン工法の安全神話は、このように計画や事故対応に重大な影響を与えてしまっていります。

事故原因の徹底究明と情報 公開

さらには避難計画も作られませんでした。そのかわりに作成した「トンネル工事の安全・安心確保の取組み」で示された連絡体制は今回の事故で機能せず、緊急時に地域を巡回して避難を呼びかけることになっていたマイク付き緊急車両も現場には現れません。ちなみに都議会で知事に対し、この「取組み」が機能しなかつたことについて問題を感じないかと質問すると、「トンネル工事の安全

調査も二つの機器を結ぶ間の空間しか見ることができないため、無数のボーリングが必要になります。外環の大深度地下トンネルは土木工学上、地上部分ではおよそ百三十㍍の範囲で影響を与えるといわれています。実際、その範囲からの振動や外壁の剥がれ落ちが報告されています。振動はこれまでの四・五キロメトルの掘進のどこで家屋下の調査が必要で、重大課題となりつつあります。

住宅街の道路が突然陥没し、慌てて土で埋める作業員たち（10月18日、東京・調布市。筆者撮影）

業者の言い訳をくりかえしてきたのが同部長でした。実はこの部署は創設が一〇〇九年で、これまで七人の部長がいましたが、なんどすべて元国交相の職員だったことが、十一月十一日の決算特別委員会全局質疑で明かされました。こ

急対応を一手に引き受けるのがトネル施工等検討委員会という有識者組織です。事業者が設置しており、第三者組織ではなく非公開です。これまで酸欠空気が出ても振動が起きても問題ないとしてきました問題の組織ですが、ほぼ同じメンバーの「トネル施工等検討委員会有識者委員会」が事故原因の究明を非公開でおこなっています。これまでと比べ「より中立的な」組織と自称しますが、メンバーが一人加わって、行政側の参加者が「委員」から「オブザーバー」に参画になつただけの、ほぼ同じ顔ぶれです。

うのかが問われることになります。実は、大深度法は一応地上への影響が起ころうる前提に立ち、事後の賠償の手続きについて規定しています。大深度法が問題となるのは事前の補償が必要ないというところにあります。土地の所有権はずつと地下まで続くとされて

横浜環状北線というシールド工事では、地盤が弱いことがわかつて、いたために「地盤変動監視委員会」という第三者組織が設置されおり、地盤沈下が発生した際もこの組織が因果関係の認定をおこないました。外環道計画でもこのようないままでの重大な事故を起こした以上、第三者監視組織の創設を求めなければなりません。

値（数段階の基準値を超えること）に対応を規定するものなどモニタリングデータ、掘進日報、地表面高さの測量結果などなど、他の事業では公開されているデータも外環では公開されません。とくに地表面高さの測量結果は、日ごろ「情報公開は国等事業者の判断」といつてはばからぬ都建設局でも、「公表が望ましい」といわざるを得ないほどの基本情報です。

ですが、実は十一月二日には発見されていました。しかも空洞の一部はアパートの下にもかかわらず、住民には知らせなかつたのです。まさに「底抜け」の隠蔽体質です。

ところで現在、空洞調査がおこなわれ始めていますが、これが大変な行き詰まりを見せています。今回の空洞発見はいずれもボーリング調査をおこなつていて偶然発

第二者監視組織の創設を

現在、情報管理と施工管理、緊

急対応を一手に引き受けるのがトネル施工等検討委員会という有識者組織です。事業者が設置しており、第三者組織ではなく非公開です。これまで酸欠空気が出ても振動が起きても問題ないとしてきました問題の組織ですが、ほぼ同じメンバーの「トネル施工等検討委員会有識者委員会」が事故原因の究明を非公開でおこなっています。これまでと比べ「より中立的な」組織と自称しますが、メンバーが一人加わって、行政側の参加者が「委員」から「オブザーバー」に参画になつただけの、ほぼ同じ顔ぶれです。

うのかが問われることになります。実は、大深度法は一応地上への影響が起ころうる前提に立ち、事後の賠償の手続きについて規定しています。大深度法が問題となるのは事前の補償が必要ないというところにあります。土地の所有権はずつと地下まで続くとされて

横浜環状北線というシールド工事では、地盤が弱いことがわかつて、いたために「地盤変動監視委員会」という第三者組織が設置され、おり、地盤沈下が発生した際もこの組織が因果関係の認定をおこないました。外環道計画でもこのようないままでの重大な事故を起こした以上、第三者監視組織の創設を求めなければなりません。

都の姿勢を改善させる

いますが、地下四十メートル以深は「通常利用されない空間」だから、公益性があれば、事前の補償なく利用してもかまわないと定めたのが大深度法なのです。地上に影響しない」という安全神話は、国等事業者が大深度法と現実に矛盾をきたさないように作られたものといえるのかもしません。

今回事故が起きたことによつて、とくに本線地上部の土地は安全性が問わされることとなり、土地や家屋の価格、売買に明らかに影響することになるでしょう。通常利用されない空間だから補償なく使つてもいいとする法規定が、財

都の姿勢を改善させる

都の姿勢を改善させる

いますが、地下四十メートル以深は「通常利用されない空間」だから、公益性があれば、事前の補償なく利用してもかまわないと定めたのが大深度法なのです。地上に影響しない」という安全神話は、国等事業者が大深度法と現実に矛盾をきたさないように作られたものといえるのかもしません。

今回事故が起きたことによつて、とくに本線地上部の土地は安全性が問わされることとなり、土地や家屋の価格、売買に明らかに影響することになるでしょう。通常利用されない空間だから補償なく使つてもいいとする法規定が、財

何かを言つたり、動かす権限がな
いかのようふに振る舞つてきまし
た。そこで党都議団は今回、都知
事の権限に注目し質疑しました。
外環道計画は都市計画道路として
の認可を受けた道路であり、都市
計画法上の知事の権限がありま
した。

用協議会の開催を求めるべきと党都議団は訴えています。住民の側に立つて、都民から与えられた都知事の権限をいまこそ生かすときです。

位の増額が確実です。そこに今回の陥没や空洞周辺の補償費用、これまでの四・五キロドル沿線の調査、そして今後の路線の調査と対策がのしかかります。十六キロドル中四・五キロドルしか進んでいないのであり、最終的な総工費は青天井です。

た。都知事は第四回定例議会の所信表明でも事故に一切触れることはありませんでしたが、一方で国に対してもさらに十六キロメートルもの東名高速を逸しているといわざるを得ません。

跋ね上かる絵工費

めました。都市計画法第八十条では報告を求め、勧告、助言等をお

（六月十三日号）もありました。鹿島が工期内に終わらせられなかつた仕事を国交省が容認して

卷之三

り、八十一條では認可の取り消し、八十二条では立ち入り調査権まで規定しているのです。第一義的には国等事業者、どころか、東京都は住民の立場に立つて事業を監視する、きわめて重たい権限を有しているのです。

さらには大深度法第七条には「大深度地下使用協議会」の規定があり、大深度地下利用の基本方針「II-2 既存の施設等の構造等に支障が生じる恐れがある場合の措置」として、「大深度地下使用協議会を活用して適切な処置を講じる」と規定されています。都は

最大の問題は、なんといつても二〇二〇年七月三十日に事業評価委員会で発表された総工費の激増でした。その額、実に七千六百億円。当初一兆二千八百億といわれていた総工費は、二〇一六年に一兆六千億円に、そして今回で二兆三千五百億となりました。しかも、その内訳を見ると今後さらなる増大が確実です。今回の増額要因は中央JC（ジャパンクション）の地中拡幅部五千三百六十億円と二千数百億円の各JCT周辺の地下水対策、軟弱地盤対策ですが、青梅街道JC（インターチェンジ）におけるそれらの対策が計算に入

全額を支払い、残務を鹿島に随意で再発注して当初の倍額超を支払う便宜を図つたとする報道です。談合問題が発覚した後、今度はこのようなかたちで税金がむさばられようとしています。

七月二十八日、都知事は国交省から七千六百億円の総工費増について意見を問われ、翌二十九日には事業継続をもとめる意見を付しています。そこに何の検証もなかつたことは明らかです。

さらには、今回の事故の検証要求（最重点事項）」に外環道計画

しかし一方で、本線沿線の自治体が大きな役割を果たそうとしています。調布市はいち早く、国等事業者に遺憾の意を表明する申し入れをおこない、事故原因の徹底究明とともに緊急時対策の徹底を求めました。世田谷区も区内工事地域の安全性の確認と今後の再発防止策を求めるに同時に、原因究明まで工事を再開しないよう求めています。次いで武藏野市は市長が要望書を出すのに続き、議会では工事を再開しないよう求めま

の動きがあり、杉並区では議会において担当の課長が「大深度法には疑義がある」との発言もしており、外環道計画の根本が問われ始めています。

然環境を破壊し、財政までも破壊する外環道計画やリニア計画は、もう一ミリたりとも前に進めさせ

てはなりません。事故現場付近だけではなく、広く都民に大深度地下シールドトンネル工事の問題点を

周知し、政治を変えることの重要性を語つていかねばなりません。